

4 所得税における定額減税の実施方法

(1) 給与所得の場合

原則、6月に支払われる給与（賞与を含む）の所得税から減税し、減税しきれない場合は、7月以降順次減税します。詳細は勤務先へご確認ください。



(2) 給与所得以外の場合

① 厚生労働大臣などから支払われる公的年金などの場合

6月に支払われる公的年金などの所得税から減税し、減税しきれない場合は、8月以降順次減税します。

② 事業所得や不動産所得の場合

令和6年分の確定申告の際に、年税額から減税します。

5 個人住民税と所得税が少なく、定額減税しきれない場合は？

▶ 定額減税できない分は、「**定額減税補足給付金**」が受け取れます。

例：高齢者2人世帯の場合

○減税する額

〈個人住民税〉 減税可能額 = 1万円 × 定額減税対象人数 (2人) = 2万円 } ①減税可能額
 〈所得税〉 減税可能額 = 3万円 × 定額減税対象人数 (2人) = 6万円 } 8万円

○本人の税額

令和6年度個人住民税 所得割額 (減税前) 1万5,000円 } ②本人の税額
 令和6年分所得税額 (減税前) 2万3,000円 } 3万8千円

〔支給額〕 ①8万円 - ②3万8千円 = 4万2千円 (1万円単位で切り上げ) のため、

支給額は、5万円となります。なお、**3万8千円**が定額減税の対象額です。

6 定額減税の対象とならない方 ▶ 次の給付金が受け取れます。

- ① 「新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付」 ⇒ 10万円
- ② 「新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付」 ⇒ 10万円
- ③ 「①～②に該当し、子ども (18歳以下の児童) がいる世帯」 ⇒ 1人あたり 5万円
- ④ 令和5年度中に給付を受けている方は、**対象外**となります。

●変更前

個人住民税 (均等割)	通常分	4,300円
	復興特別税分 廃止	1,000円
合計		5,300円

●変更後

個人住民税 (均等割)	通常分	4,300円
	森林環境税 新設	1,000円
合計		5,300円

合計の税額は変更前後で変わりません

1 個人町民税・県民税の復興特別税の終了
 東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から町民税・県民税均等割にそれぞれ500円 (年額1000円) が加算されていましたが、この臨時的措置は令和5年度で終了しました。

2 森林環境税 (国税) の課税開始
 令和6年度から国内に住所を有する個人に森林環境税が課税されます。年額1000円が課税され、個人町民税・県民税均等割と併せて町が課税し徴収します。



個人町民税・県民税均等割の変更と森林環境税 (国税) の課税が開始